

## 中間市農業委員会総会（11月）議事録

1. 開催日時 令和3年11月10日（水） 10時00分開始

2. 開催場所 中間市交流センター 2階 第1会議室

3. 出席委員 7名

会長	柴田 功	1番	白橋 宏	2番	井上俊子
3番	牧野謙二	4番	日高誠司	5番	貞末 照
6番	花田正則				

4. 議事日程について

報告第 1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（転用）

議案第 19号 認定農業者の認定に係る意見照会について

議案第 20号 農業地経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

議案第 21号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

柴田議長：おはようございます。

ただいまの出席委員は7名で委員定数の過半数に達しています。よって、令和3年11月の農業委員会は成立致しました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしくお願ひいたします。

それでは最初に報告について議題といたします。報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（転用）」を議題といたします。提案理由を求めます。

事務局：はい、議案書の1ページ目をお開きください。

こちらは農地法第5条第1項第7号の規定による届出となっております。市街化区域内農地で所有権移転を伴う農地転用となっております。今回3件届出がなされておりますので説明します。

1件目、農地の所在地中間市長津3丁目、面積312m<sup>2</sup>。譲渡人外1名、住所中間市岩瀬1丁目。譲受人有限会社、住所中間市岩瀬4丁目。転用目的は、テナント建設となっております。こちらの農地の写真及び位置図につきましては、2ページに載せておりますのでご確認をお願いいたします。

続いて2件目です。農地の所在地中間市長津3丁目、面積679m<sup>2</sup>。譲渡人外1名、住所中間市長津1丁目。譲受人株式会社、住所中間市長津3丁目。転用目的は、露店駐車となっております。こちらの農地の写真及び位置図につきましては、3ページ目に載せておりますのでご確認をお願いします。

続きまして、3件目です。農地の所在地中間市大字上底井野字古川、面積991m<sup>2</sup>。譲渡人、住所中間市大字上底井野。譲受人有限会社、住所北九州市八幡西区楠橋南1丁目。転用目的は介護事務所建設となっております。こちらの農地の写真及び位置図につきましては、4ページ目に載せておりますのでご確認をお願いいたします。説明は以上です。

柴田議長：はい、ただいまの事務局からの説明がありましたけど、本件につきまして何かご意見ご質問等はありませんでしょうか。

今までの転用の場合は、川東地区がほとんどですが、川西の市街化区域が1件あがっております。

意見がないようですので報告第1号を終わりたいと思います。

次に議決事項を議題といたします。議案第19号「認定農業者の認定に係る意見照会について」議題といたします。議案第19号は、日高推進委員の議案が含まれておりますので一時退席をお願いいたします。

それでは提案理由の説明をお願いします。

事務局：はい、議案書6ページをお開きください。こちらは認定農業者の認定に係る意見照会についてとなっております。今回4件出ておりますのでご説明いたします。1件目、申請人、住所中間市大字垣生。営農類型は水稻、大麦、大豆。経営改善の方向の概要、農業機械を導入して、作業効率化を図るとともに農地中間管理機構を活用して、規模拡大を図る。水稻の裏作として麦の作付けを増やし、収入増加を図る。年間労働時間は1,400時間。所得年間900万円。経営規模拡大に関する目標は現状756a、目標の令和8年には956aとなっております。

続いて2件目、申請人、住所中間市大字垣生。営農類型は水稻、大麦、大豆。経営改善の方向の概要水稻や大豆の裏作として麦の作付を増やし、収入増加を図る。農業機械を導入して作業効率化を図るとともに、農地中間管理機構を活用して、規模拡大を図る。年間労働時間は2,000時間。所得年間800万円。経営規模拡大に関する目標は現状348a、目標の令和8年には378a。この方は兼業農家となっておりますので追記をお願いいたします。

続いて3件目、申請人、住所中間市大字下大隈。営農類型は水稻、イチジク。経営改善の方向の概要、イチジクの栽培面積を増加して収入増を目指す。農業中間管理機構を活用して、規模拡大を図る。年間労働時間は2,500時間。年間所得は

4.32 万円。経営規模拡大に関する目標は現状 80 a、目標の令和 8 年には 170 a となっております。

続いて 4 件目、申請人、住所中間市大字下大隈。営農類型は水稻、野菜。経営改善の方向の概要、野菜の作付を増やして収入増加を図るとともに機械導入による効率化を目指す。農地中間管理機構を活用して、規模拡大を図る。年間労働時間は 1,700 時間。所得年間 400 万円。経営規模拡大に関する目標は現状 234 a、目標の令和 8 年には 260 a となっております。こちらの方も兼業農家となっております。説明は以上です。

柴田議長：はい、ただいま事務局の説明がありましたが、本件につきましてご意見、ご質問等がある方は挙手をお願いします。

補足説明します。経営規模拡大に関する目標令和 8 年となっておりますが、目標は 5 年間です。参考までに年間労働時間 2,000 時間以内、年間所得 400 万円の基準となっております。今のところは、全部目標としては基準をクリアしております。何かご意見ご質問はございませんか。はい、牧野委員。

牧野委員：2 件目の方は、兼業農家だから給与所得は入っていますか。

事務局：給与所得を含んで申請しています。

柴田議長：3 件目の方は今後お孫さんが主体となり継承を目標としています。

何か質問はございませんか。無いようでしたら採決を取ります。本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成多数のため、原案のとおり承認いたしました。これで議案第 19 号を終わります。日高推進委員の入室をお願いいたします。

続きまして議案第 20 号について、議題といたします。議案第 20 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権賃借）」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

事務局：はい、議案書の 7 ページ目をお開きください。

こちらは、以前 JA が行っていた農地利用集積円滑化事業が令和 2 年 4 月 1 日から農地中間管理機構から移行したことに伴い、農地中間管理事業へ貸付事業が移行しており、こちらの流れは所有者が農地中間管理機構へ農地を貸付けその後、機構から耕作者へ貸付する流れとなっております。今後は、所有者から機構へ貸付けする計画となっておりますことから、利用権の移転を受ける者が農地中間管理機構のみとなりますので、1 件目の説明以降は、利用権の移転を受け

る者については、省略させていただきます。また、農地が複数ある場合は、外何筆、合計面積何平米として説明させていただきますことをご了承ください。それでは説明に入ります。

1 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字神手、外 2 筆、合計面積 2,212 m<sup>2</sup>。利用権を移転する者、住所中間市朝霧 2 丁目。利用権の移転を受ける者、農地中間管理機構、住所福岡市中央区天神 4 丁目。利用目的、田。利用期間、6 年。10 a 当たり賃借料 10,000 円となっております。

続いて 2 件目です。農地の所在地中間市大字上底井野字梅園、外 3 筆、合計面積 4,528 m<sup>2</sup>。利用権を移転する者、住所中間市大字上底井野。利用目的、田。利用期間、6 年。使用貸借となっておりますので、賃借料は発生しておりません。

続いて 3 件目です。農地の所在地中間市大字上底井野字六反田、外 1 筆、合計面積 1,144 m<sup>2</sup>。利用権を移転する者、住所中間市大字上底井野。利用目的、田。利用期間、6 年。10 a 当たり賃借料は 10,000 円となります。

続いて 4 件目、農地の所在地中間市大字下大隈字洞ヶ、外 1 筆、合計面積 1,706 m<sup>2</sup>。利用権を移転する者、住所中間市大字下大隈。利用目的、田。利用期間、6 年。10 a 当たり賃借料 10,500 円となっております。

続いて 5 件目、農地の所在地中間市大字下大隈字土手外、外 3 筆、合計面積 4,211 m<sup>2</sup>。利用権を移転する者、住所中間市大字下大隈。利用目的、田。利用期間、6 年。10 a 当たり賃借料 10,500 円となっております。9 ページをお開きください。

続いて 6 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字梅園、面積 234 m<sup>2</sup>。利用権を移転する者、住所中間市大字上底井野。利用目的、田。利用期間、6 年。使用貸借となっておりますので 10 a 当たり賃借料は発生しません。

続いて 7 件目です。農地の所在地中間市大字上底井野字道上、外 5 筆、合計面積 7,416 m<sup>2</sup>。利用権を移転する者、住所宮若市磯光。利用目的、田。利用期間、6 年。10 a 当たり賃借料 10,700 円となっております。

続いて 8 件目です。農地の所在地中間市大字上底井野字小屋根、面積 645 m<sup>2</sup>。利用権を移転する者、住所北九州市八幡西区東川頭町。利用目的、田。利用期間、6 年。10 a 当たり賃借料 10,700 円となっております。

続いて 9 件目です。農地の所在地中間市大字上底井野字道上、外 4 筆、合計面積 2,985 m<sup>2</sup>。利用権を移転する者、住所中間市大字上底井野。利用目的、田及び畠。利用期間、6 年。10 a 当たり賃借料 10,700 円となっております。11 ページをお開きください。

続いて 10 件目です。農地の所在地中間市大字上底井野字道上、面積 1,088 m<sup>2</sup>。利用権を移転する者、住所鞍手郡鞍手町大字小牧。利用目的、田。利用期間、6 年。10 a 当たり賃借料 10,700 円となっております

続いて 11 件目です。農地の所在地中間市大字上底井野字中島、外 5 筆、合計面

積 5,950 m<sup>2</sup>。利用権を移転する者外 1 名、住所中間市大字上底井野。利用目的、田。利用期間、6 年。10 a 当たり賃借料 10,700 円となっております。12 ページをお開きください。

続いて 12 件目、農地の所在地中間市大字下大隈字尾尻、面積 1,322 m<sup>2</sup>。利用権を移転する者、住所中間市大字下大隈。利用目的、田。利用期間、10 年。使用貸借となっておりますので 10 a 当たり賃借料は発生しません。

続いて 13 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字梅園、面積 501 m<sup>2</sup>。利用権を移転する者外 1 名、住所中間市大字上底井野。利用目的、田。利用期間、10 年。使用貸借となっておりますので 10 a 当たり賃借料は発生しません。

続いて 14 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字義王、面積 1,743 m<sup>2</sup>。利用権を移転する者、住所中間市大字中間。利用目的、田。利用期間、10 年。使用貸借となっておりますので 10 a 当たり賃借料は発生しません。13 ページ目をお開きください。

続いて 15 件目、農地の所在地中間市大字上底井野大字梅園、外 8 筆、合計面積 8,907 m<sup>2</sup>。利用権を移転する者、住所中間市大字垣生。利用目的、田。利用期間、10 年。使用貸借となっておりますので 10 a 当たり賃借料は発生しません。

続いて 16 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字流レ、外 4 筆、合計面積 3,993 m<sup>2</sup>。利用権を移転する者、住所中間市鍋山町。利用目的、田。利用期間、10 年。使用貸借となっておりますので 10 a 当たり賃借料は発生しません。

続いて 17 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字西口、外 2 筆、合計面積 2,720 m<sup>2</sup>。利用権を移転する者外 2 名、住所中間市大字垣生。利用目的、田。利用期間、10 年。使用貸借となっておりますので 10 a 当たり賃借料は発生しません。15 ページ目をお開きください。

続いて 18 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字義王、面積 1,330 m<sup>2</sup>。利用権を移転する者、住所千葉県成田市加良部。利用目的、田。利用期間、6 年。10 a 当たり賃借料 10,000 円となっております。

続いて 19 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字道上、面積 470 m<sup>2</sup>。利用権を移転する者、住所神奈川県川崎市多摩区寺尾台 1 丁目。利用目的、田。利用期間、6 年。10 a 当たり賃借料 10,700 円となっております。

続いて 20 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字梅園、面積 1,632 m<sup>2</sup>。利用権を移転する者、住所中間市大字上底井野。利用目的、田。利用期間、10 年。使用貸借となっておりますので 10 a 当たり賃借料は発生しません。

続いて 21 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字城ノ下、面積 805 m<sup>2</sup>。利用権を移転する者、住所中間市大字上底井野。利用目的、田。利用期間、10 年。使用貸借となっておりますので 10 a 当たり賃借料は発生しません。

続いて 22 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字義王、外 1 筆、合計面積

2,375 m<sup>2</sup>。利用権を移転する者外 1 名、住所千葉県成田市加良部。利用目的、田。利用期間、10 年。10 a当たり賃借料 10,000 円となっております

続いて 23 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字義王、外 5 筆、合計面積 6,964 m<sup>2</sup>。利用権を移転する者、住所中間市大字上底井野。利用目的、田。利用期間、10 年。10 a当たり賃借料 10,000 円となっております。17 ページをお開きください。

続いて 24 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字柿添、外 1 筆、合計面積 2,508 m<sup>2</sup>。利用権を移転する者、住所中間市大字上底井野。利用目的、田。利用期間、10 年。使用貸借となっておりますので 10 a当たり賃借料は発生しません。

続いて 25 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字葭ヶ鼻、外 4 筆、合計面積 1,934 m<sup>2</sup>。利用権を移転する者、住所福岡市長住三丁目。利用目的、田。利用期間、6 年。10 a当たり賃借料 10,000 円となっております

今ご説明した農地につきましては、18 ページから 35 ページに位置図の方を載せておりますのでご確認ください。説明は以上です。

柴田議長：はい、ただいま事務局から説明がありました。本件につきましてご意見、ご質問等がある方は挙手をお願いします。これは、農協との利用権がなくなった為、中間管理機構へ移行するようになっています。中間管理機構は、期間 10 年を推進していますが、農協の時の流れもありますので、まだ 6 年となっているようです。何かご意見、ご質問はございませんか。はい、白橋委員。

白橋委員：賃貸借と使用貸借がありますが、中間管理機構が使用貸借されていて、どなたかが耕作してもらうのですか。そのときは使用貸借なのですか。使用貸借されていたら使用貸借なのですか。

事務局：はいそうです。

白橋委員：ありがとうございました。

柴田議長：農協との利用権制度がなくなった為、中間管理機構は、期間 10 年を推進しています。以前の農協との流れもありますので、期間 6 年となっております。今後は、農協との利用権がなくなった為、年 2 回の切替え時期に発生いたします。他に質問がありますか。

無いようですので採決をとります。本件について賛成の方は挙手お願いします。賛成多数のため、原案のとおり承認いたしました。これで議案第 20 号を終わり

ます。

続きまして議案21号について議題といたします。議案第21号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

事務局：議案書36ページ目をお開きください。こちらは、「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」となっております。先ほど承認いただきました、議案20号の農用地利用集積計画に基づいた配分計画（案）となっておりますので、所有者の説明は省略させていただきます。こちらも先ほどと同様に、農地が複数ある場合は、外何筆、合計面積何平米として説明させていただきますことをご了承ください。それでは説明に入ります。

1件目、農地の所在地中間市大字上底井野字梅園、外22筆、合計面積21,474m<sup>2</sup>。権利の移転を受ける者、住所中間市大字上底井野。利用目的、田。存続期間令和3年12月1日から令和13年11月30日の10年間。農地は使用貸借となっておりますので10a当たり賃借料は発生しません。38ページをお開きください。2件目、農地の所在地中間市大字上底井野字義王、外7筆、合計面積9,339m<sup>2</sup>。権利の移転を受ける者、住所中間市大字上底井野。利用目的、田。存続期間令和3年12月1日から令和13年11月30日の10年間。10a当たり賃借料は10,000円。支払方法、口座振替。39ページをお開きください。

3件目、農地の所在地中間市大字上底井野字梅園、面積234m<sup>2</sup>。権利の移転を受ける者、住所中間市大字上底井野。利用目的、田。存続期間令和3年12月1日から令和9年11月30日の6年間。使用貸借となっておりますので10a当たり賃借料は発生しません。

4件目、農地の所在地中間市大字上底井野字中島、外19筆、合計面積18,527m<sup>2</sup>。権利の移転を受ける者、住所中間市大字上底井野。利用目的、田及び畠。存続期間令和3年12月1日から令和9年11月30日の6年間。10a当たり賃借料は10,700円。支払方法、口座振替。41ページ目をお開きください。

5件目、農地の所在地中間市大字上底井野字梅園、外3筆、合計面積4,528m<sup>2</sup>。権利の移転を受ける者、住所中間市大字上底井野。利用目的、田。存続期間令和3年12月1日から令和9年11月30日の6年間。使用貸借となっておりますので10a当たり賃借料は発生しません。

6件目、農地の所在地中間市大字上底井野字義王、外10筆、合計面積6,620m<sup>2</sup>。権利の移転を受ける者、住所中間市大字上底井野。利用目的、田。存続期間令和3年12月1日から令和9年11月30日の6年間。10a当たり賃借料は10,000円。支払方法、口座振替。

7件目、農地の所在地中間市大字下大隈字土手外、外5筆、合計面積5,917m<sup>2</sup>。

権利の移転を受ける者、住所中間市大字下大隈。利用目的、田。存続期間令和3年12月1日から令和9年11月30日の6年間。10a当たり賃借料は10,500円。支払方法、口座振替。

8件目、農地の所在地中間市大字下大隈字尾尻、面積1,322m<sup>2</sup>。権利の移転を受ける者、住所中間市大字下大隈。利用目的、田。存続期間令和3年12月1日から令和13年11月30日の10年間。使用貸借となっておりますので10a当たり賃借料は発生しません。44ページにつきましては1件目と重複しておりますので削除してください。また位置図につきましては、先ほどの議案20号と同じになっておりますので説明は省略させていただきます。以上です。

柴田議長：事務局から説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手お願いします。

白橋委員：結局今も、耕作されているのでしょうか。機構に代わったので議案を上げていると言ふことですね。

事務局：期間満了に伴った更新の分が、先ほどお話したとおり農協から中間管理機構へ新規に変わったということです。

白橋委員：はい、わかりました。

柴田議長：他にご意見は、ありませんか。無いようでしたら、採決をとります。本件について賛成の方は挙手お願いいたします。賛成多数のため、原案のとおり承認されました。これで議案第21号を終わります。続きまして、その他を議題とします。無いようですので、以上でその他について終わりたいと思います  
次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は会議規則第9条により議長において、白橋委員、井上委員を指名致します。  
以上をもって全日程を終了致しましたので、本日の会議を閉会致します。お疲れ様でした。

議事録署名委員

白 橋 十 一 橋 白

井 上 俊 子